



# 東京税関知的財産侵害物品取締強化期間実施のお知らせ

実施期間：海上貨物 令和5年3月6日（月）～3月19日（日）

航空貨物・郵便物 令和5年3月6日（月）～3月12日（日）

## 知的財産侵害物品の不正輸入防止にご協力をお願いします！



税関ではバッグ類や衣類等の偽ブランド品のほか、「消費者の健康・安全」に係る知的財産侵害物品の取締りを行っています。「消費者の健康・安全」に係る知的財産侵害物品は、健康被害のおそれのある偽医薬品、化粧品のほか、電気製品、自動車部品など、使用により健康被害や事故につながるのがあります。

東京税関では、海上貨物は3月6日（月）から3月19日（日）まで、航空貨物・郵便物は3月6日（月）から3月12日（日）までを『知的財産侵害物品取締強化期間』として取締りを強化しますので、ご理解とご協力をお願いします。



加熱式たばこ用  
カートリッジ  
[意匠権]



浄水器用カートリッジ  
[商標権]



イヤホン  
[意匠権]



ゲームコントローラ  
[特許権]



スニーカー  
[商標権]

知的財産侵害物品の不正輸入に関する情報を見ても聞いても税関へ！！

シロイ クロイ  
**密輸ダイヤル 0120-461-961**

税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/> (24時間受付)